

令和 7 年 12 月 19 日
名古屋 市

契約保証及び前払金保証における電子保証の取扱いについて

本市では、受注者の契約事務における負担軽減及び効率化を目的とし、建設工事及び測量・設計等の工事関係業務委託における契約保証及び前払金保証（中間前払金含む）について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取扱いを実施しています。

なお、紙による保証証書についても従前のおり提出可能です。

1 電子化が可能な保証証書

保証の種類	証書等の種類	保証機関
契約保証	契約保証証書	保証事業会社
	公共工事履行保証証券	損害保険会社 ^{※1}
	履行保証保険証券	
前払金保証 (中間前払金含む)	前払金保証証書	保証事業会社

※1 証券の電子化が可能な会社に限る。

2 対象契約

本市工事請負契約約款又は公共土木設計業務等標準委託契約約款^{※2}を用いて契約を締結する契約

※2 上下水道局、交通局を含む。

3 提出方法

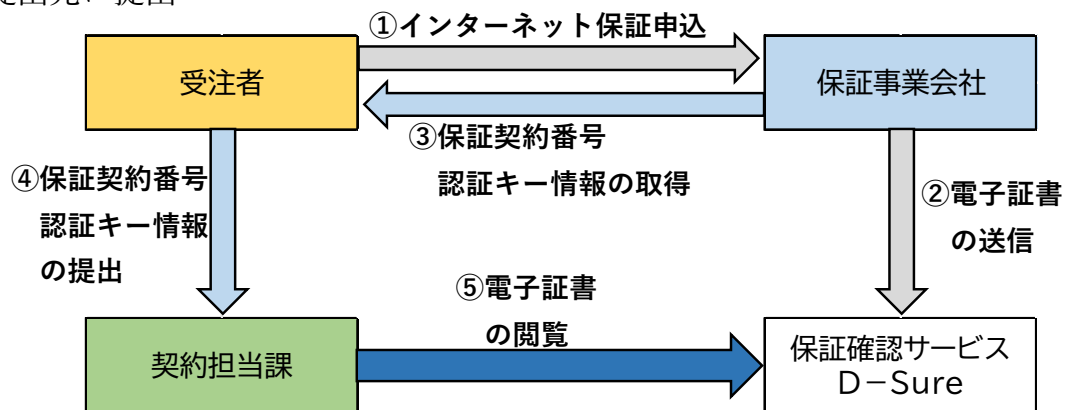
(1) 保証確認サービス「D-Sure」による提出

ア 対象

東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)、北海道建設業保証(株)が発行する電子証書

イ 提出方法

保証事業会社から発行された保証契約番号及び認証キーを契約担当課が指定する提出先に提出



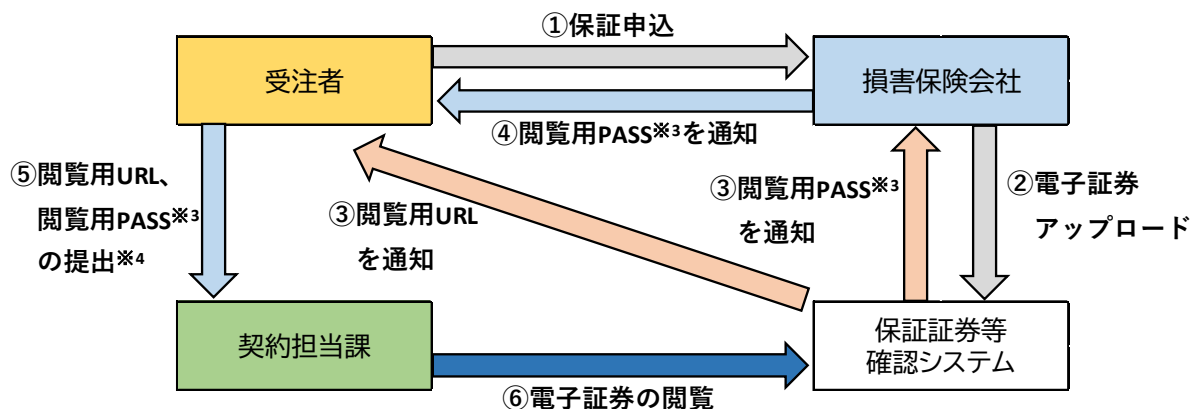
(2) 保証証券等確認システムによる提出

ア 対象 (令和7年12月時点)

あいおいニッセイ同和損害保険(株)、AIG損害保険(株)、共栄火災海上保険(株)、損害保険ジャパン(株)、大同火災海上保険(株)、東京海上日動火災保険(株)、日新火災海上保険(株)及び三井住友海上火災保険(株)が発行する電子証券

イ 提出方法

損害保険会社から通知された閲覧用PASS^{※3}及び保証証券等確認システムから通知された閲覧用URLを契約担当課が指定する提出先に提出^{※4}



※3 閲覧用PASS・・・閲覧用パスワード

※4 閲覧用URL及び閲覧用PASSは、「発注者提出用フォーマット」を使用して契約担当課へ提出する。
(「発注者提出用フォーマット」は保証契約の取扱代理店または損害保険会社から提供されます。)

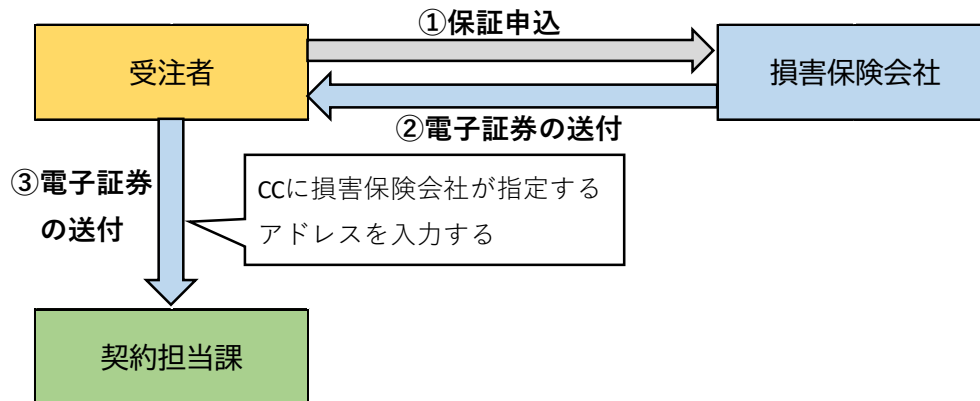
(3) 電子メールによる提出

ア 対象

損害保険会社が発行する電子証券

イ 提出方法

発行された PDF 証券（証券）を電子メールに添付し、CC に損害保険会社から指定されたアドレスを入力して、契約担当課が指定するアドレスに送付



※損害保険会社から直接契約担当課へ PDF 証券がメール提出される場合、その旨を契約担当課へ伝達いただいたうえ、パスワードをメール提出してください。※5

※5 パスワード等の指定は、損害保険会社の指示に従ってください。

4 その他

- ・電子保証等の申込及び提出方法等については、各保証事業会社又は損害保険会社にお問い合わせください。
- ・個別の契約ごとの提出先等については、各契約担当課にお問い合わせください。
- ・従来通り、契約保証金は来庁のうえ納付書の受け取り、金融機関の保証は保証書の原本の提出が必要です。